

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」  
令和5年度会議の審議概要

1 日 時：令和6年3月26日（火）13時30分～15時30分

2 場 所：和歌山県自治会館 304会議室

3 内 容：

（1）審議事項1：事業の目標達成状況及び成果について

『産地パワーアップ事業』

（2）審議事項2：令和6年度の事業実施計画について

（3）その他

4 出席者及び提出資料 別紙のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各事業担当者から委員に対し説明を行い、第3者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

結果、委員から特に異議なく了承を頂いた。

主な意見及び質疑応答は以下のとおり。

（1）審議事項1：事業の目標達成状況及び成果について

『産地パワーアップ事業』

○八島委員

九度山町農業再生協議会の「地域協議会等の評価」について、柿の輸出に対するコロナ禍の中での取組について具体的な内容はどのようなものか。

☆果樹園芸課

令和2年、3年の渡航できない間、オンライン等でバイヤーとの商談を続けることにより輸出を継続していた。

○八島委員

コロナ禍対応で得られたオンライン活用技術を評価に盛り込んではいかがか。

○大橋委員

柿の販売単価は国内と輸出でどれだけの差があるか。ブランドありだ果樹産地協議会の改植事業について、取組主体が4名だが成果目標は産地全体に

なるのか。

#### ☆果樹園芸課

輸出の販売単価は国内に比べて約 60 円/kg の差がある。国内は 330 円/kg で、輸出をすると 400 円弱となっている。なお、令和 5 年産の柿は、りんごや梨といった他の競合果実の出荷量が少なかったこともあり、国内向けの柿の引き合いが強く国内販売の価格が高かったが、本来は柿の国内単価は苦しいこともあるため、輸出という販売ルートを持つことは重要。改植事業についてはその通り。

#### ○原委員

柿の輸出量が増えた要因は輸出相手国が増えたのか、1つの国あたりの輸出量が増え、末端ベースの引き受けが増えたのか。

#### ☆果樹園芸課

輸出相手国は増えていない。香港・シンガポール向けの輸出量が増えた。輸出の取り組みを続ける中で、現地で日本の柿の認知がされてきた。特に紀ノ川柿の引き合いが強くなった。

#### ○八島委員

マーケットの概況が報告書についているとわかりやすい。

#### ○原委員

事務局、検討よろしく申し上げます。

## (2) 審議事項 2：令和 6 年度の事業実施計画について

#### ○井本委員

卸売市場施設整備について対象工事の面積が年度により違う理由は。附帯施設とはなにか。

#### ☆食品流通課

3 箇年で施工される施設(建屋、機械電気設備)を年度ごとの進捗率にあわせて按分しているため。附帯施設は、例えば給排水設備など。

## ○八島委員

卸売市場施設整備の推進及び集出荷貯蔵施設整備の両方について、ハード整備により期待されること、ハードにあわせたソフト面での効果があれば教えてほしい。

## ☆食品流通課

卸売市場の整備により青果物・水産物の取扱量が増える。災害があったときも営業が続けられるように BCP(事業継続計画)策定など防災機能の強化も行う。ソフト面では地域資源を活かして発信する拠点を目指す。

## ☆果樹園芸課

柑橘の集出荷貯蔵施設の整備については、腐敗果実を検知するカメラを新たに導入し、ブランド品の出荷割合を増やすことを目標の1つにしている。選果機では園地ごとに糖度や病気のデータが得られるため、その結果を生産者にフィードバックし、生産技術向上に繋げることがソフト面での効果となる。

また、出荷規格数を減らすことを目標とし、選果にかかる省力化・コスト削減を図ることができる。

## ○原委員

事業で導入した選果機により、品質が良い果実を出荷している旨を消費者に積極的に発信する販売の仕方をしてはどうか。

## (3) その他

特になし



終了 15 : 30

# 令和5年度「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

日時：令和6年3月26日（火）13時30分～  
場所：和歌山県自治会館 304会議室

## 会 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 報告事項  
（1）国の農業施設整備関連予算の概要（資料1）
- 4 審議事項  
（1）事業の目標達成状況及び成果について（資料2）  
『産地パワーアップ事業』  
  
（2）令和6年度の事業実施計画について（資料3）  
  
（3）その他
- 5 閉 会

# 令和5年度和歌山県農業農村振興委員会 農業及び農山村の振興に係る第3者部会 開催要領

## 1. 目的

強い農業づくり総合支援交付金や農山漁村振興交付金等で実施する国庫事業の計画内容や事業効果等について、利害関係者以外で構成する和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」の意見を聴取し、事業実施の透明性の確保と適正な執行を図ることを目的に開催する。

## 2. 開催日程

日 時：令和6年3月26日（火）13：30～15：30  
場 所：和歌山県自治会館 304会議室  
（和歌山市茶屋ノ丁2-1）

## 3. 協議内容

- （1）翌年度の事業実施計画に関する事項
- （2）事業地区別の各年度における成果についての評価
- （3）その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

## 4. 参集範囲

第3者部会委員  
事業担当課（食品流通課 果樹園芸課）

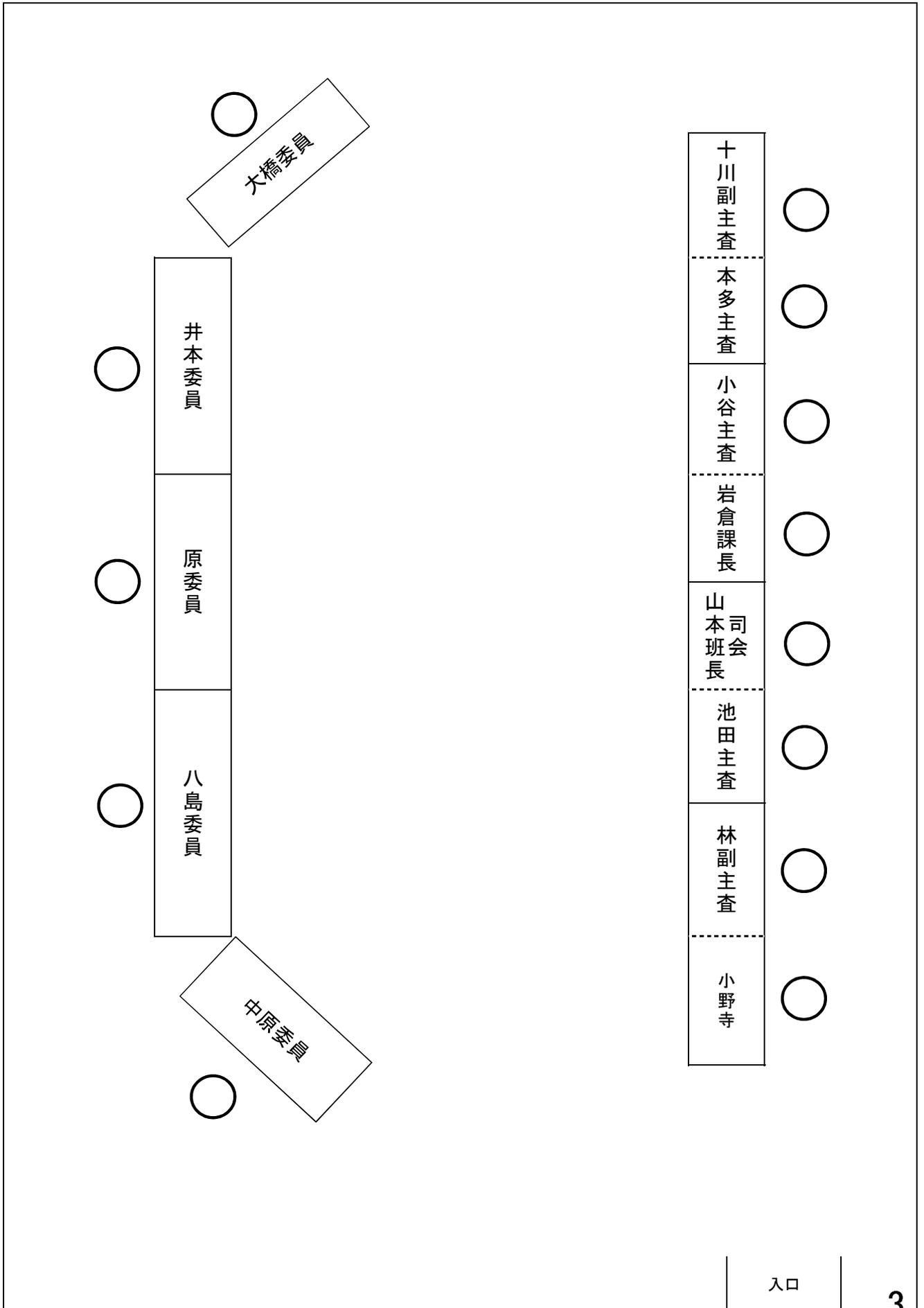
## 「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」出席者名簿

日時：令和5年3月26日(火)13:30～

	所 属	役 職	氏 名
1	委 員	元和歌山県農林水産部長	原 康雄
2	委 員	和歌山大学 観光学部 教 授	八島 雄士
3	委 員	時事通信社 和歌山支局長	井本 智康
4	委 員	県くらしの研究会 会 長	中原 雅子
5	委 員	(一社)和歌山県農業会議 参 与	大橋 清吾

	所 属	役 職	氏 名
6	食品流通課	主 査	本多 剛宜
7	食品流通課	副主査	十川 太輔
8	果樹園芸課	課 長	岩倉 幸信
9	果樹園芸課	産地振興班長	山本 香珠代
10	果樹園芸課	主 査	小谷 泰之
11	果樹園芸課	主 査	池田 晴佳
12	果樹園芸課	副主査	林 佑香
13	果樹園芸課	技 師	小野寺 真穂

令和5年度「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」  
和歌山県自治会館304会議室 配席



# 国の農業施設整備関連予算の概要

## 農業施設整備関連予算の概要

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	令和4年度 予算額 (億円)	令和5年度 予算額 (億円)	令和6年度 概算決定額 (億円)
①	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業 (定住促進・交流対策型)	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援。 ※交付対象上限事業費4億円	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象  1/2以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	98億円 の内数	91億円 の内数	84億円 の内数
②	強い農業づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、畜舎、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援。	1/2以内		126億円 の内数	121億円 の内数	121億円 の内数
③	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策 (旧産地パワーアップ事業)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの中規模施設の整備を支援。	1/2以内	間接補助事業 (国・基金管理団体→県→市町村→事業実施主体)	310億円 の内数 (R3補正)	306億円 の内数 (R4補正)	310億円 の内数 (R5補正)
④	農産物等輸出拡大施設整備事業のうち 輸出対応型施設の整備	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援。	1/2以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	48億円 の内数 (R3補正)	50億円 の内数 (R4補正)	55億円 の内数 (R5補正)

資料 2

国庫交付金を活用した各事業の目標  
達成状況及び成果について

## ◆事業評価対象地区一覧

- ①目標年度欄、報告年度欄で( )書きは当初の目標年度、報告年度  
 ②「R6継続」は目標年度以降も目標未達につきR6年度実績を継続評価するもの

### 産地パワーアップ事業 評価対象事業

NO	実施年度	地区名	取組主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課(班)
1	R1	九度山町	紀北川上農業協同組合 (マルイ)	265,650	94,350	光センサー選果機12条 (外観計測カメラ12台) 処理量116t/日	R3	(R4) R6継続	果樹園芸課 (果樹)
2	H29 (H30繰越)	湯浅町、広川町、有田川町	ブランドありだ果樹産地協議会	1,598	1,598	同一品種の改植(うんしゅうみかん)	R9	R5 中間報告	果樹園芸課 (果樹)

## (参考)産地パワーアップ事業における達成率の計算方法

### ◆産地(協議会)全体の達成率

$$\frac{\begin{array}{ccc} \text{(実績} \times \text{補正係数} \times) & - & \text{現状} \\ \hline & & \text{現状} \end{array}}{\begin{array}{ccc} & - & \text{現状} \\ \hline \text{目標} & & \end{array}} \times 100 = \text{達成率(\%)}$$

※補正係数・・・事業実施前年度の単価／目標年度の単価  
地域(県または国を含む)の販売価格

### ◆取組主体の達成率

$$\frac{\begin{array}{ccc} \text{実績} & - & \text{現状} \\ \hline & & \text{現状} \end{array}}{\begin{array}{ccc} & - & \text{現状} \\ \hline \text{目標} & & \end{array}} \times 100 = \text{達成率(\%)}$$

### (参考)

- ・本事業は、H27補正から創設
- ・補正係数は、H30.2要領改正から導入(但し、過年度実施分も適用)
- ・気象要因や社会的要因は、客観的な資料で説明できる場合は、成果目標の変更や評価終了可能(R2.2要領改正)



(別添2)

イ 整備事業

内訳

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規模)	総事業費 (円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	都道府県の評価	備考		
								現状値 (R元)	目標値 (R3)	実績 (R5)		国費	都道府県費	市町村費	その他										
1	九度山	紀北川上農業協同組合	柿 柑橘 桃	319ha 4ha 2ha	472	令和元年度	令和3年度	輸 出 向 け 出 荷 量 の 1 0 % 以 上 増 加	22.2t	200t	203.5t	光センサー選果機12条 (外観計測カメラ12台) 処理量116t/日	265,650,000	94,350,000	0	0	171,300,000	令和2年 3月3日	選果場の販売データ(輸出数量)により検証する。	1.21	102.0%	令和4年度に拡大した取引先に加え、令和5年度も積極的な取引先拡大をはかり、円安も追い風となり、取組目標の達成につなげた。	新型コロナの影響下にあった中でも取組を行っていた事が、取組目標の達成という形で実を結んでいる。今後も、取組主体と農業者への支援を行っていく。		除税額 24,150,000円 (うち国費 9,435,000円)
附帯事務費 (都道府県、市町村)																									
計																									
附帯事務費 (都道府県、市町村)																									
計																									
合計																									

産地パワーアップ事業  
産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書

地域協議会名 ブランドありだ果樹産地協議会  
整理番号 2

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県有田地区（果樹栽培面積（実面積）1,878ha）

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物名】果樹（うんしゅうみかん）  
【成果目標】販売額の10%以上の増加  
【取組内容】果樹について、うんしゅうみかんの宮川早生、向山について、樹園地の若返りのための植え替えを行う。

(3) 地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

果樹の栽培について、うんしゅうみかんの宮川早生、向山について、樹園地の若返りのための植え替えを行うことにより、産地として果樹の販売額の10%以上の増加を実現する。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
1	川嶋 康之	有田市新堂173	川嶋 康之	面積/品目 2.8ha(うんしゅうみかん) 農業者数 5名 2.8ha ⇒ 2.8ha(うんしゅうみかん) ⇒ 5名 うんしゅうみかん向山の植え替え	
2	三村 祐平	有田郡湯浅町山田1200	三村 祐平	面積/品目 2.0ha(うんしゅうみかん) 農業者数 2名 2.0ha ⇒ 2.0ha(うんしゅうみかん) ⇒ 2名 うんしゅうみかん宮川早生の植え替え	
3	石川 雅亮	有田郡広川町柳瀬205	石川 雅亮	面積/品目 4.0ha(うんしゅうみかん) 農業者数 3名 4.0ha ⇒ 4.0ha(うんしゅうみかん) ⇒ 3名 うんしゅうみかん宮川早生の植え替え	
4	内芝 繁	有田郡有田川町中野田230	内芝 繁	面積/品目 2.5ha(うんしゅうみかん) 農業者数 4名 2.5ha ⇒ 2.5ha(うんしゅうみかん) ⇒ 4名 うんしゅうみかん宮川早生の植え替え	
計				面積 11.3 ha ⇒ 11.3ha 農業者数 14名 ⇒ 14名	

(5) 計画の内容

イ 販売額又は所得額の10%以上の増加

地区名	対象作物	取組内容	成果目標	現状				目標				実績				スマート農業推進枠		地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)		補正係数	価格補正後の実績	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)	達成率(%)	地域協議会等の評価	備考			
				年度	面積 [単位]	生産量又は出荷量 [単位]	価格(販売単価) [単位]	生産コスト [単位]	年度	面積 [単位]	生産量又は出荷量 [単位]	価格(販売単価) [単位]	生産コスト [単位]	年度	面積 [単位]	生産量又は出荷量 [単位]	価格(販売単価) [単位]	生産コスト [単位]	年度							導入・定着の取組の実施内容	事業実施前年度 [単位]	目標年度 [単位]
有田	うんしゅうみかん(宮川早生、向山)	高品質果実生産に向けた同一品種の植え替え	販売額の10%以上の増加	27	401千円/10a	1,878ha	42,370,000kg	178円		9,442千円/10a	1,878ha	46,607,000kg	178円		4,424千円/10a	1,878ha	39,834,000kg	200円			244円	284円	0.859	364,403千円	JAの部会の販売額をもって算出	-89.3%	令和4年産は、令和3年産に比べ単価に変わりは無かったが、収量が多く、10a当たり販売額は上がった。引き続きマルチ栽培の推進や厳選出荷により品質向上に取り組むこと。	事業実施前年度の数字は、H27数値を使用

2 事業実績

(1) 総括表

基金事業	整備事業 生産支援事業 農業機械等の導入、生産資材の導入等 計	総事業費(円)				年度別内訳 平成29年度(西暦2017)年度				〇〇(西暦〇〇)年度																	
		国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他	国費	都道府県費	市町村費	その他														
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)														
		1,598,400	1,598,400			1,598,400	1,598,400																				
		1,598,400	1,598,400			1,598,400	1,598,400																				
整備事業																											
合計		1,598,400	1,598,400			1,598,400	1,598,400																				

(別添1)

ア 基金事業

内訳

b 生産支援事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械(能力、台数)、リース機械(能力、台数)、資材費等)	総事業費(円)				完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価	備考	
								現状値(H27年度)	目標値(R9年度)	実績(R3年度)		国費	都道府県費	市町村費	その他								
1	有田	川嶋康之	うんしゅうみかん(向山)	0.09	5	29	39	販売額の10%以上の増加	(平成27年度)600千円/10a	(令和9年度)660千円/10a	(令和4年度)566千円/10a	【資材費】 うんしゅうみかん(向山)の改植に要する経費	403,200	403,200	0	0	0	H30.5.31	選果場の精算額によって算出	-56.7%	10a当たり販売額の評価年度実績は対目標年度の57%となっており引き続きマルチ被覆等に取組み品質向上に取り組む。	当地域での収量が多かったことから10a当たり販売額が前年より上がった。引き続きマルチ栽培の推進や厳選出荷により品質向上に取り組むこと。	
2	有田	三村祐平	うんしゅうみかん(宮川早生)	0.09	2	29	39	販売額の10%以上の増加	(平成27年度)500千円/10a	(令和9年度)550千円/10a	(令和4年度)472千円/10a	【資材費】 うんしゅうみかん(宮川早生)の改植に要する経費	394,650	394,650	0	0	0	H30.5.31	選果場の精算額によって算出	-56.0%	10a当たり販売額の評価年度実績は対目標年度の56%となっており引き続きマルチ被覆等に取組み品質向上に取り組む。	当地域での収量が多かったことから10a当たり販売額が前年より上がった。引き続きマルチ栽培の推進や厳選出荷により品質向上に取り組むこと。	
3	有田	石川雅亮	うんしゅうみかん(宮川早生)	0.10	3	29	39	販売額の10%以上の増加	(平成27年度)500千円/10a	(令和9年度)550千円/10a	(令和4年度)472千円/10a	【資材費】 うんしゅうみかん(宮川早生)の改植に要する経費	440,550	440,550	0	0	0	H30.5.31	選果場の精算額によって算出	-56.0%	10a当たり販売額の評価年度実績は対目標年度の56%となっており引き続きマルチ被覆等に取組み品質向上に取り組む。	当地域での収量が多かったことから10a当たり販売額が前年より上がった。引き続きマルチ栽培の推進や厳選出荷により品質向上に取り組むこと。	
4	有田	内芝繁	うんしゅうみかん(宮川早生)	0.08	4	29	39	販売額の10%以上の増加	(平成27年度)500千円/10a	(令和9年度)550千円/10a	(令和4年度)472千円/10a	【資材費】 うんしゅうみかん(宮川早生)の改植に要する経費	360,000	360,000	0	0	0	H30.5.31	選果場の精算額によって算出	-56.0%	10a当たり販売額の評価年度実績は対目標年度の56%となっており引き続きマルチ被覆等に取組み品質向上に取り組む。	当地域での収量が多かったことから10a当たり販売額が前年より上がった。引き続きマルチ栽培の推進や厳選出荷により品質向上に取り組むこと。	
計													1,598,400	1,598,400	0	0	0						
合計													1,598,400	1,598,400	0	0	0						

## 令和 6 年度の事業実施計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費	国費	県費
強い農業づくり総合支援交付金	3,113,969	1,042,930	0
合 計	3,113,969	1,042,930	0

※R5からの繰越予算を含む

令和5年度に実施しているハード事業の進捗状況について

【果樹園芸課】

【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（R4繰越、R5当初）】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	国費		備考
						国費	県費	
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○青果棟整備（3ヵ年施工のうち、1年目） 卸売場施設(1,210㎡) 仲卸売場施設(1,450㎡) 買荷保管・積込所施設(870㎡) 倉庫施設(235㎡) 市場管理センター(300㎡)	670,427	183,676	0	担当：食品流通課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設	日高川町	J A 紀州	鍵盤式選果機 6条 その他設備一式 建屋増設 鉄骨造2,049.06㎡	1,505,570	684,350	0	担当：果樹園芸課
合 計					2,175,997	868,026	0	

令和6年度に実施するハード事業の計画について

【強い農業づくり総合支援交付金R5繰越・R6当初】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	国費		備考
						国費	県費	
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○青果棟整備（3ヵ年施工のうち、2年目） 卸売場施設(1,200㎡) 仲卸売場施設(1,200㎡) 買荷保管・積込所施設(610㎡) 倉庫施設(210㎡) 市場管理センター(卸・市)(370㎡) 附帯施設(一式)	964,989	229,000	0	R5補正予算 担当：食品流通課
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○青果棟整備（3ヵ年施工のうち、2年目） 卸売場施設(540㎡) 仲卸売場施設(540㎡) 買荷保管・積込所施設(430㎡) 倉庫施設(150㎡) 市場管理センター(卸・市)(250㎡) 附帯施設(一式)	643,410	129,580	0	R6当初予算 担当：食品流通課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設	日高川町	J A 紀州	鍵盤式選果機 6条 その他設備一式 建屋増設 鉄骨造2,049.06㎡	1,505,570	684,350	0	担当：果樹園芸課
合 計					3,113,969	1,042,930	0	

和歌山県農業農村振興委員会  
農業及び農山村の振興に係る第3者部会について  
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和28年4月7日 条例第2号  
改正 令和5年7月6日 条例第27号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭51条例38・一部改正)

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2~3 (略)

(執行機関への委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号  
改正 令和 5 年 3 月 31 日 規則第 19 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命

する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	日本型直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定、当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

## 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(抄)

### 別記1 産地基幹施設等支援タイプ

#### 第4 指導等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

#### 2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない

## 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

第1～第17〔省略〕

### 第18 推進指導体制等

#### 1 指導及び監督等

- (1) 農産局長は、実施要綱別表2のIの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)の3及び4に基づき、各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

#### 2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

以下省略